

奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例及び奈良県医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十一号

奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例及び奈良県医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

(奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部改正)

第一条 奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例(平成十九年十二月奈良県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「又は医師」を「医師」に改め、「診療科等」の下に「又は医師の確保が困難な診療の分野の医師を養成するための課程」を加える。

第二条第一号中「又は医師」を「医師」に改め、「診療科等」の下に「又は医師の確保が困難な診療の分野の医師を養成するための課程」を加え、同条に次の一号を加える。

七 特定専攻課程 医師の確保が困難な診療の分野として規則で定めるものの医師を養成するための課程として知事が定めるものをいう。

第八条第一項第一号中「又は知事」を「知事」に改め、「特定診療科等」の下に「又は知事が定める医療機関の特定専攻課程」を加える。

(奈良県医師確保修学資金貸与条例の一部改正)

第二条 奈良県医師確保修学資金貸与条例(平成二十年三月奈良県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又は医師」を「医師」に改め、「診療科等」の下に「又は医師の確保が困難な診療の分野の医師を養成するための課程」を加える。

第二条に次の一号を加える。

五 特定専攻課程 医師の確保が困難な診療の分野として規則で定めるものの医師を養成するための課程として知事が定めるものをいう。

第三条中「又は特定診療科等」を「特定診療科等又は特定専攻課程」に改める。

第八条第一項第一号中「又は知事」を「知事」に改め、「特定診療科等」の下に

「又は知事が定める医療機関の特定専攻課程」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。